

# 駐 輪 場 利 用 規 約

有限会社濱田不動産（以下「当社」といいます。）は、当社が所有管理する「浜田ビル駐輪場」（横浜市磯子区磯子3-4-23所在）の利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり、定めます。

- 1 当駐輪場の利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約を承認の上、当駐輪場を利用するものとし、本規約は、当駐輪場施設を利用する全ての利用者に適用されるものとし、
- 2 当社は、当駐輪場の駐輪スペースを本規約に従い、無償にて、利用者の利用に供するものとし、
- 3 駐輪場の利用時間は、全日（浜田ビル休館日を除く）について、午前9時00分から午後10時00分までとし、時間外においては、利用することができないものとし、
- 4 当駐輪場においては、自転車の利用スペースと自動二輪及び原動機付自転車の利用スペースを区分するものとし、相互に他方の専用スペースを利用することはできないものとし、
- 5 以下の（1）及び（2）の一に該当する自動二輪車及び原動機付自転車及び以下の（2）の一に該当する自転車は、当駐輪場を利用することができないものとし、
  - （1）法令違反等による制限
    - ア 無登録車、車検切れ車等一般道路を走行することが禁じられている車体
    - イ 登録番号に覆いながされ、又は取り外されている車体
    - ウ 登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きを完了させていない車体
    - エ 仮登録中である等車体の特定が困難な車体
  - （2）他車加害のおそれのあることによる制限
    - ア 車体に付属された装着物により、駐輪場施設もしくは機器等に損傷を発生させるおそれのある車体
    - イ 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれのあるものを積載した車体、又は悪臭を発生させ、もしくは液汁漏出の原因となるものを積載した車体
    - ウ 積載物が落下するおそれのある車体
- 6 利用者は、当駐輪場の利用に際しては、以下の事項を遵守しなければならないものとし、
  - （1）係員の指示がある場合、その指示に従うこと
  - （2）駐輪中は必ずエンジンを停止すること
  - （3）指定された駐輪スペースに駐輪し、それ以外の場所に駐輪（駐輪線枠外の駐輪、駐輪スペースを跨ぐ駐輪、カラーコーン等により、駐輪禁止としている駐輪スペースへの駐輪を含む）をしないこと
  - （4）駐輪場内において、喫煙及び火気を使用しないこと
  - （5）駐輪場内に、爆発性のもの及び可燃性のものを搬入しないこと
  - （6）駐輪場内において、ステレオを使用すること、夜間に大きな話し声を発すること等、近隣の迷惑になる行為をしないこと
  - （7）駐輪場内において、ビン、缶及び紙屑、ポロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等を捨てないこと
  - （8）駐輪場内において、車体の駐輪以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動・洗車・

宿泊等)を行わないこと

- (9) 前号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと
- 7 当社は、以下の各号の一に定める利用者の損害について、責任を負いません。
  - (1) 当駐輪場の利用者が、他の利用者もしくは第三者の行為又は駐輪場内に存在する車体又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害
  - (2) 駐輪場内における盗難その他の犯罪被害による損害
  - (3) 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害
  - (4) 他の車体等に、入庫及び出庫を妨げられたことにより、利用者が被った損害(待機時間・機会損失等による損害を含むがこれに限られない)
  - (5) 利用者間のトラブル又は第三者から受けたトラブルによる利用者の損害
  - (6) 当駐輪場の責によらない事由もしくは、入庫不能又は出庫不能により、利用者が被った損害
- 8 当駐輪場の利用者が本規約又は駐輪場内に掲出された規定に違反した場合もしくは故意又は過失により駐輪場の設備又は機器を破損した場合には、当該利用者は、それにより当社が被った損害を賠償しなければならないものとします。
- 9 当社は、本規約の各条項の一に違反して駐輪された車体に対し、直ちに退出を求める旨の警告の貼り紙を行うほか、施錠を解除、駐輪場所及び出庫経路の封鎖、チェーン施錠、レッカー等での車体の移動による駐輪位置の変更を行うことがあります。
- 10 前項の場合、当該車体の利用者は、施錠解除、チェーン施錠、駐輪場所及び出庫経路の封鎖、レッカー移動等の必要な措置に要した費用を賠償しなければならないものとします。
- 11 当社は、以下の各号の一にあたる場合、当社の判断により、当駐輪場の全部又は一部について、利用を停止し、又は、通行止めにし、もしくは、駐輪車両の移動を行い、又は、入出庫を停止することができるものとします。この場合、当社は、利用者的一切の損害について、これを賠償する義務を負わないものとします。
  - (1) 自然災害、火災、爆発、施設又は機器、車体の損壊、交通事故その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
  - (2) 工事、清掃又は消毒を行う必要があると認められる場合
  - (3) その他、保安上、施設運営の継続が適当でないと認められる場合
- 12 当社は、当駐輪場が満車である場合は入場を停止するほか、本規約の各条項の一に違反し、又は、過去に違反したことがある車体又は利用者、もしくは、違反するおそれのある車体又は利用者の利用を拒否し、又は退出を求めることができるものとします。
- 13 当社は、当駐輪場の利用にあたって、利用者から提供された個人情報について、法令等に従い適正に管理するものとします。
- 14 当駐輪場は、ビデオカメラ等により当駐輪場内及びその周辺を撮影している場合があります。当社は任意にこれを不正駐輪の取り締まりに使用し、又は、防犯・捜査等のために公的機関に提出する場合があります。ただし、利用者は、当社に対し、撮影された映像等の提供を求めることはできないものとします。
- 15 当駐輪場の利用及び利用に関連する当社と利用者との一切の紛争については、横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(附則)

1 令和4年7月1日制定, 同日施行